

日野町ふるさと納税推進業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

日野町のふるさと納税制度の運用に関する業務委託を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により、本業務に最も適した事業者を選定する。

2 業務の概要

- (1) 業務名称 日野町ふるさと納税推進業務
- (2) 業務内容 「日野町ふるさと納税推進業務委託仕様書（別紙１）」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和７年３月３１日まで

3 業務委託料

ふるさと納税による寄附金額に対する単価契約とし、委託料の上限は寄附金額の８％（消費税および地方消費税相当額を除く。）とする。なお、返礼品調達費用・配送費用、日野町が契約している寄附受付サイト（ポータルサイト）の手数料およびクレジットカード等決済手数料を含めないものとする。

4 参加資格要件

本業務に参加できる者は、本事業公告から受託候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定があった場合を除く。）。
- (3) 日野町暴力団排除条例（平成２３年日野町条例第１２号）第６条の規定により排除措置を受けていないこと。
- (4) この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、日野町の指名除外措置を受けていないこと。
- (5) 法人税、所得税、消費税および地方消費税並びに町税の滞納がないこと。
- (6) その他、町長が必要と認める事項。

5 募集について

- (1) 担当課（書類提出および問い合わせ先）

日野町役場 商工観光課
〒529-1698 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地
電話 0748-52-6562 F A X 0748-52-2043
E-mail kankou@town.shiga-hino.lg.jp

(2) 実施要領等の配布

日野町ホームページからダウンロードすること。

6 選考スケジュール

内 容	期 日
参加募集開始	令和6年12月25日（水）
質問受付期限	令和7年 1月14日（火） 17時まで
質問回答日	令和7年 1月17日（金）
プロポーザル参加申込書提出期限	令和7年 1月24日（金）
企画提案書提出期限	令和7年 2月3日（月） 17時まで
プロポーザル審査委員会	令和7年 2月10日（月） 予定
受託候補者選考結果通知	令和7年 2月14日（金） 予定
契約締結	令和7年 2月下旬

7 質問の受付および回答

プロポーザルに関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ、次により提出すること。なお、電話、来訪等、口頭による質問は受け付けない。

- (1) 提出書類 質問書（様式1）
- (2) 受付期間 令和6年12月25日（水）～令和7年1月14日（火） 17時まで
- (3) 提出先 「5（1）担当課」のとおり
- (4) 提出方法 電子メール、持参、郵送、ファクシミリ

※電子メールの題名は「【ふるさと納税プロポーザル質問書】」と入れることとする。また、電子メールおよびファクシミリの場合は、送信後、着信確認の電話をすること。

(5) 回答

令和7年1月17日（金）までに、日野町ホームページにおいて回答する。ただし、質問または回答の内容が、競争上の地位その他利害を害するおそれがあるもの、質問者の具体の提案内容に密接に係るものについては、当該質問者に対してのみ回答す

る。

8 プロポーザルへの参加申込

本プロポーザルへの参加への参加を希望する者は、次の書類を提出するものとする。
なお、共同事業体で参加する場合は、イからオの書類は全ての構成員分を提出すること。

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加申込書（様式2）
- イ 団体概要および実績（様式3）
- ウ 業務経歴書

(2) 受付期間

令和6年12月25日（水）～令和7年1月24日（金）17時まで（必着）

(3) 提出先 「5（1）担当課」のとおり

(4) 提出方法 電子メール、持参、郵送、ファクシミリ

※電子メールおよびファクシミリの場合は、送信後、着信確認の連絡をすること。

9 企画提案書等の提出

プロポーザル参加申込書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 提案書（様式4）

イ 企画提案書（任意様式）

本実施要領のほか、仕様書及び「企画提案書審査基準（別表）」（以下「審査基準」という。）を参考に提案すること。

- ・ A4版30枚以内（縦横不問）とする。図表などはA3判も可能とするが、A4判2枚とみなす。
- ・ 表紙・目次以外の各ページにページ番号を付与すること。
- ・ 文字サイズは、11ポイント以上とすること。
- ・ 提案者が特定できる標記やマーク等は記入しないこと。

ウ 業務実施体制調書（任意様式）

エ 参考見積書（A4縦 任意様式）

- ・ 見積は寄付金額1億円に対する経費とし、単価（寄附金額に対する割合）を明記すること。
- ・ 寄附受付サイト（ポータルサイト）等の運営に要するシステム管理経費をはじめ、本業務遂行に必要なすべての経費を含む（見積額積算のための根拠及び内訳を明示すること。）。

- ・返礼品代及び返礼品の配送料は見積に含まないこと。ただし、配送料について独自の運用により経費の削減につながる提案がある場合は、別途積算方法等を示すこと。
- ・積算に当たり、後述「16 寄附実績」及び「17 令和6年度の予定寄附件数および金額」を参考とすること。
- ・町長が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

オ 業務スケジュール（A4縦横不問 任意様式）

仕様書を踏まえ、本業務履行期間内の具体的なスケジュールを記載すること。また、本業務の進め方、進行管理、遅延対策等を示すこと。

- (2) 受付期間 令和7年2月3日（月）17時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参または郵送（簡易書留等、送達の記録が残る方法に限る）
- (4) 提出部数 4部（正本1部・副本3部）

10 プロポーザルの実施

- (1) 日時 令和7年2月10日（月）
- (2) 場所 日野町役場 4階 401会議室（待合室 402会議室）
- (3) 実施方法 参加者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。1団体についてのプレゼンテーションの時間は30分程度（説明20分・質疑応答10分程度）とし、参加人員数は5名までとする。
- (4) その他 プレゼンテーションにあたっては、当町がプロジェクターおよびスクリーン等を用意するので、使用する場合、当日パソコンを持参すること。

11 審査

審査員が、審査基準に従って審査を行い、最優秀者を決定する。なお、必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

結果通知は、すべての提案者に通知する。なお、審査経緯については公表しない。また、審査内容および結果についての異議は、一切認めない。

12 その他

- (1) 提案者が一者のみであっても、プロポーザルは実施するものとする。
- (2) プロポーザルの審査の結果、別途町で定める基準を満たす者がいない場合は、契約候補者を選定しないものとする。

13 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書等を提出しない場合

- (2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 契約締結までの間に、本プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合
- (5) 3の業務委託料の上限を超過した参考見積書を提出した場合

1 4 契約に関する基本的事項

(1) 契約候補者

当町は、審査において最優秀者として決定した者を、本業務に係る契約候補者とする。ただし、次のいずれかの事由により契約を締結できない場合には、次点者を契約候補者とする。

- ア 契約候補者が、プロポーザルの失格事項に該当することとなったとき
- イ 契約候補者が本業務の契約締結を辞退したとき
- ウ その他の理由により契約候補者と契約締結が不可能となったとき

(2) 契約金額

契約金額は、「3業務委託料」の委託料上限額を超えないものとする。

(3) 契約内容および実施条件

- ア 本業務の契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重したうえで、候補者との協議により定める。なお、協議の過程で提案の一部について変更を求めることがある。
- イ 企画提案書に記載した総括責任者は、特別の理由により当町がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4) 再委託

本業務を再委託する場合は、あらかじめ当町へ相談のうえ書面にて報告すること。

1 5 その他の留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出する企画提案書は、参加者1者につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え、追加等は、軽微な変更を除き認めないものとする。また、複数による共同での提案の場合は、代表者を定めて1提案とする。
- (3) プロポーザルに係る企画提案書等の作成および提出に要する経費、プロポーザルに参加するための交通費等は、全て参加者の負担とする。
- (4) 虚偽の記載をした参加申込書等はまた、参加要件を満たさない者または受注事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (5) 提案に際して、受注事業者として採用されないことがある点に十分留意し、関係者

とトラブルのないようにすること。

(6) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。

(7) プロポーザル参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに 5 (1) の担当課まで連絡するとともに、書面にて辞退の届出を行うこと。

(8) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合がある。この場合、当町は一切の責任を負わないものとする。

1 6 寄付実績

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
寄附件数 (件)	3 4 8	8 4 1	1, 7 9 3
寄付金額 (千円)	2 9, 8 7 8	3 5, 3 7 4	6 1, 3 0 4

1 7 令和 6 年度の予定寄付件数および金額

寄附件数：1, 9 0 0 件

寄付金額：8 0, 0 0 0 千円

※見込みであり、保証するものではない。